資料４－２

愛知県市長会特定個人情報等取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年12月11日個人情報保護委員会）に基づき、市長会の取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報等の保護に係る安全管理措置等について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、この規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

(1)　「個人情報」とは、個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2)　「個人番号」とは、番号法第２条第５項に規定する個人番号で、同法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3)　「特定個人情報」とは、番号法第２条第８項に規定する特定個人情報であって、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4)　「特定個人情報ファイル」とは、番号法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルであって、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(5)　「個人番号利用事務」とは、番号法第２条10項に規定する個人番号利用事務であって、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(6)　「個人番号関係事務」とは、番号法第２条第11項に規定する個人番号関係事務であって、同法第９条第３項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7)　「個人番号利用事務実施者」とは、番号法第２条12項に規定する個人番号利用事務実施者であって、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をい

う。

(8) 「個人番号関係事務実施者」とは、番号法第２条第13項に規定する個人番号関係事務実施者であって、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(9) 「職員」とは、市長会の組織内にあって直接間接に市長会の指揮監督を受けて市長会の業務に従事している者をいう。

(10) 「第三者」とは、職員以外の者で、市長会から報酬、謝金等が支払われたことに伴い個人番号関係事務が必要となった者をいう。

(11) 「事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の管理を行う者をいう。

(12) 「事務取扱担当者」とは、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第３条　市長会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、別表に規定するとおりとする。

（取り扱う特定個人情報の範囲）

第４条　市長会が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報の範囲は次の各号に定めるところによる。

(1) 職員及びその扶養親族（以下「職員等」という。）に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、続柄、生年月日、性別、住所、電話番号等

(2) 第三者に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等

２　前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第２章　安全管理措置

（組織体制）

第５条　事務取扱責任者は事務局次長をもって充てる。

２　事務取扱担当者は事務局長が指名する。

３　事務取扱責任者及び事務取扱担当者（以下「事務取扱責任者等」という。）は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

４　事務局長は、事務取扱責任者等が変更になった場合には、従前の事務取扱責任者等から新たな事務取扱責任者等に対して引継を行わせるとともに、その状況を確認するものとする。

（事務取扱責任者等の監督）

第６条　事務局長は、特定個人情報等がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱責任者等に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（教育）

第７条　事務局長は、事務取扱責任者等に対して研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

（取扱状況等の記録）

第８条　事務取扱担当者は、特定個人情報等の取得、利用、提供及び廃棄等の取扱状況等を記録し、保

管しなければならない。

（情報漏えい等への対応）

第９条　事務取扱責任者等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、直ちに事務局長に報告するものとする。

（取扱状況の確認）

第１０条　事務局長は、１年に一回以上、特定個人情報等の取扱状況について確認を行わなければならない。

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第１１条　特定個人情報等を取り扱う事務は、事務取扱担当者の机上及びその周辺において行うものとする。

２　市長会は、事務取扱担当者の座席を、往来が少ない場所にする等の措置を講じなければならない。

（特定個人情報等の管理）

第１２条　特定個人情報等は文書で管理するものとし、電子媒体で管理してはならない。

２　特定個人情報等が記録された文書については、施錠できる書庫等に保管しなければならない。

（特定個人情報等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

第１３条　特定個人情報等が記録された文書については、次の各号に掲げる場合を除き、持ち出すことはできない。

⑴　個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内で特定個人情報等を提供する場合

⑵　行政機関等への法定調書の提出等、市長会が行う別表に掲げる個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対し文書を提出する場合

２　事務取扱担当者は、前項の規定に基づき特定個人情報等が記録された文書を持ち出す場合は、紛失、盗難等を防ぐための安全な方策を講じなければならない。

（特定個人情報等の廃棄の確認）

第１４条　事務局長は、事務取扱責任者等が、必要ではなくなった特定個人情報等について、第31条の規定に基づき廃棄したことを確認しなければならない。

第３章　特定個人情報等の取得

（特定個人情報等の利用目的）

第１５条　市長会が職員等及び第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、別表に掲げる個人番号関係事務の範囲内とする。

（特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等）

第１６条　特定個人情報等を取得する場合には、個人番号等の提供を依頼する文書を交付又は送付する方法により、利用目的を通知するものとする。

２　市長会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示することにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができる。

（個人番号の提供の要求）

第１７条　市長会は、別表に掲げる個人番号関係事務を行うために必要がある場合に限り、職員等及び第三者又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

２　職員等又は第三者が、前項の規定に基づく個人番号の提供の要求又は第19条の規定に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく個人番号制度の意義について説明をし、個人番号の提供又は本人確認に応ずるように求めるものとする。

３　前項の規定に基づき個人番号の提供又は本人確認に応ずるよう求めたにもかかわらず、職員等又は第三者がそれに応じない場合には、提供を求めた経緯等を記録し、保存するものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第１８条　市長会は、別表に掲げる個人番号関係事務を処理するために必要があるときに、職員等又は第三者に個人番号の提供を求めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、雇用関係の成立等個人番号関係事務の発生が予想される場合には、職員等又は第三者に当該事務の発生が予想された時点で個人番号の提供を求めることができる。

（本人確認）

第１９条　市長会は、職員等及び第三者から個人番号の提供を受けたときは、番号法第16条に規定する方法により、職員等（職員の配偶者以外の扶養親族は除く。次項において同じ。）及び第三者の個人番号の確認及び身元確認を行うものとする。

２　職員等及び第三者の代理人から個人番号の提供を受けたときは、前項に規定する方法により当該代理人の身元確認を行うとともに、当該代理人の代理権の確認及び当該職員等及び第三者の個人番号の確認を行うものとする。

（特定個人情報等の提供の求めの制限）

第２０条　市長会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

（特定個人情報等の収集の制限）

第２１条　市長会は、別表に掲げる個人番号関係事務の範囲を超えて、特定個人情報等を収集してはならない。

（取得段階における安全管理措置）

第２２条　特定個人情報等の取得段階における安全管理措置は、第２章の規定によるものとする。

第４章　特定個人情報等の利用

（特定個人情報等の利用制限）

第２３条　特定個人情報等は、別表に掲げる個人番号関係事務の範囲内でのみ利用するものとする。

２　市長会は、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、職員等及び第三者の同意の有無にかかわらず、前項に規定する利用目的以外に特定個人情報等を利用してはならないものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第２４条　市長会は、別表に掲げる個人番号関係事務を行うために必要な範囲に限り、特定個人情報フ

ァイルを作成することができるものとする。

（利用段階における安全管理措置）

第２５条　特定個人情報等の利用段階における安全管理措置は、第２章の規定によるものとする。

第５章　特定個人情報等の保管

（特定個人情報等の保管制限）

第２６条　市長会は、別表に掲げる個人番号関係事務を行うために必要な場合に限り、特定個人情報等を保管することができるものとする。

２　市長会は、別表に掲げる個人番号関係事務に係る関係法令で定められた個人番号を記載する文書等の保存期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管することができるものとする。

３　市長会は、第19条の規定に基づき提供された文書（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し及び市長会が行政機関等に提出する法定調書の控え等を、関係法令で定められた個人番号を記載する文書等の保存期間を経過するまでの間保管することができるものとする。

（保管段階における安全管理措置）

第２７条　特定個人情報等の保管段階における安全管理措置は、第２章の規定によるものとする。

第６章　特定個人情報等の提供

（特定個人情報等の提供の制限）

第２８条　市長会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、職員等及び第三者の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を提供することはできない。

（提供段階における安全管理措置）

第２９条　特定個人情報等の提供段階における安全管理措置は、第２章の規定によるものとする。

第７章　特定個人情報等の開示

（特定個人情報等の開示）

第３０条　市長会は、職員又は第三者から当該職員又は第三者が識別される特定個人情報等の開示を求められた場合は、第19条の規定に準じて本人確認を行った上で、遅滞なく、当該職員又は第三者が開示を求める範囲内で特定個人情報等を開示しなければならない。

第８章　特定個人情報等の廃棄

（特定個人情報等の廃棄）

第３１条　事務取扱責任者等は、特定個人情報等及び第26条第３項に規定する文書について、同条第２項に規定する期間を経過した場合は、当該期間を経過した日の属する年度の末日までに、裁断する等の方法により廃棄しなければならない。

（廃棄段階における安全管理措置）

第３２条　特定個人情報等の廃棄段階における安全管理措置は、第２章の規定によるものとする。

第９章　その他

（変更後の個人番号の届出）

第３３条　職員は、当該職員等の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく市長会に届け出なければならない。

附　則

この規程は、平成28年２月19日から施行する。

別表（第３条関係）

個人番号関係事務の範囲

区　分	個人番号関係事務
職 員 等	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	雇用保険届出事務
	健康保険・厚生年金届出事務
	国民年金の第３号被保険者の届出事務
	その他、上記に付随する手続事務
第 三 者	報酬・料金等の支払調書作成事務